

第3期期末配当の取扱いに関するQ&A

Q1. 「その他資本剰余金」とは何ですか。

A1. 株主の皆様から払い込まれた資本のうち、資本金に組み入れられなかった分を「資本剰余金」といい、「資本準備金」と「その他資本剰余金」から構成されます。今回の配当は、このうち「その他資本剰余金」から行います。

Q2. 今回の配当原資における「その他資本剰余金」の割合はどのくらいですか。

A2. 全額「その他資本剰余金」からの配当となります。

Q3. 資本剰余金を原資とする配当と、普通の配当金との違いは何ですか。

A3. 配当金は株主の皆様への利益の配分として行われ、利益剰余金から支払われるのが一般的ですが、「その他資本剰余金」は株主の皆様からの払込資本であり、その剰余金を原資とした配当は、資本を株主の皆様に戻したものと認識します。このことから、「その他資本剰余金」からの配当は「資本の払戻し」に該当いたします。

Q4. 今回の配当は「その他資本剰余金」からの配当ということですが、通常利益剰余金からの配当と課税関係は異なりますか。

A4. 税法上、資本剰余金からの配当は、資本金等の額からなる部分が「資本の払戻し」、資本金等の額以外の金額からなる部分が「みなし配当」とされます。

今回の配当金は全額が資本金等の額からなる部分からの支払いとなるため、みなし配当部分はありません。すなわち、全額が株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなります。(税務上「みなし譲渡」といいます。)
「源泉徴収あり」の特定口座で保管されている株式であっても、すべて一般口座での株式等に係る譲渡として取り扱われますので、譲渡所得に対する源泉徴収は行われません。

なお、「みなし譲渡」については、譲渡所得を確定申告する必要があるほか、株式の取得価額の調整(減額)が必要となります。ただし、「みなし譲渡」による譲渡所得の計算や、株式取得価額の調整(減額)、確定申告等につきましては、各株主の皆様のご事情により異なりますので、お手数ですが、お取引の口座管理機関(証券会社等)または最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいようお願いいたします。

Q5. 「みなし配当」とは何ですか。

A5. 会社法上は利益剰余金からの配当に該当しなくても、税法上、資本剰余金からの配当のうち、配当として課税される部分を「みなし配当」といいます。今回の配当金は、「みなし配当」には該当いたしません。

Q6. 「みなし譲渡」とは何ですか。

A6. 「その他資本剰余金」からの配当のうち、配当として課税されるもの以外の部分は税務上、資本の払戻しに該当します。今回、実際には株式の譲渡は生じていませんが、株主の皆様は、「その他資本剰余金」からの配当を対価として、保有する当社株式の一部を当社に譲渡したものとみなされることになるため、税務上「みなし譲渡」と呼んでいます。「みなし譲渡」の場合には、株主の皆様の保有されている当社株式数が減ることはありませんが、株主の皆様が保有されている当社株式の「取得価額」が純資産減少割合分につき減額されます。（なお、この減額される取得価額が当社に対する株式譲渡の譲渡原価となり、「みなし譲渡」の収入金額部分との差額が各株主の皆様の譲渡所得となります。）

※みなし譲渡損益の計算は、特定口座での保有、一般口座での保有のいずれの場合でも口座管理機関（証券会社等）では行なわないとされています。確定申告の可否につきましては、各株主の皆様のご事情により異なりますのでお手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。

Q7. 「純資産減少割合」とは何ですか？

A7. 今回の配当に伴う純資産減少割合は、**0.196**（小数点以下第3位未満切上げ）です。

「純資産減少割合」は、「みなし譲渡」によって生じる譲渡所得の計算や保有する株式の取得価額の調整などを行う際に必要となります。具体的には、従前の取得原価合計額に「純資産減少割合」を乗じた金額が、譲渡収入金額から控除すべき取得原価となります。詳細はお取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。

Q8. 「みなし配当以外」（みなし譲渡）部分について源泉徴収されないのはなぜですか。

A8. 2006年5月1日付の税制改正により、資本剰余金を原資とする配当について、「みなし配当以外」の部分（「みなし譲渡」部分）は「資本の払戻し」ということで配当所得として取り扱われず、課税の対象外になったためであります。

Q9. 「みなし譲渡損益」や調整後の取得価格などを計算してもらえますか。

A9. 誠に申し訳ございませんが、正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主の皆様個々のご事情によって計算が異なる場合がございますので、お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。

Q10. 特定口座でプレミアグループの株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？

A10. 特定口座で保管されている株式であれば、取得価額の調整については当該特定口座を開設している証券業者等が行うこととなっております。詳細は、お取引の口座管理機関（証券会社等）にご相談くださいますようお願いいたします。

Q11. 一般口座でプレミアグループの株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？

A11. お取引の口座管理機関（証券会社等）にご相談くださいますようお願いいたします。

Q12. 証券会社の口座で、源泉徴収されているのですが。

A12. 当社の配当支払基準日後に証券会社の口座を移管した場合や、当社の配当支払基準日後に、当社の株式を売却された場合等では、源泉徴収される場合がございます。詳細は、お取引の口座管理機関（証券会社等）にご相談くださいますようお願いいたします。

Q13. 確定申告が必要になるのでしょうか？

A13. 発生したみなし譲渡損を損益通算してもなお控除しきれない損失の金額等が存在する場合や、株式を配当支払日以前に売却したこと等の理由により、純資産減少割合分より「みなし譲渡」の収入金額部分が多い場合など、確定申告が必要になる場合がございます。なお、上記以外の場合におきましても、各株主の皆様のご事情により確定申告が必要になる可能性がございますので、確定申告が必要かどうかにつきましては、お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。

Q14. 利益剰余金による配当との違いについて、分かりやすく説明して欲しいのですが。

A14. あくまで参考ではございますが、設例を用いて説明させていただきます。

例) 保有株式数：100 株、取得価額：2,500 円、配当金：1 株当たり 85.0 円

1. 配当金に対する課税について

	利益剰余金による配当	その他資本剰余金による配当	計算式
①配当金	8,500 円	8,500 円	-
②配当所得に対する課税	1,726 円	0 円	(① × 配当税率 20.3150%)
③差引後入金配当金	6,774 円	8,500 円	(① - ②)

2. 取得価額の調整について

	利益剰余金による配当	その他資本剰余金による配当	計算式
④取得価額	250,000 円	250,000 円	-
⑤みなし譲渡に対応する 取得価額の減少額	-	49,000 円	(④ × 純資産減少割合 0.196)
⑥譲渡損益 (※)		▲40,500 円	(⑤ - ③)
⑦調整後取得価額		201,000 円	(④ - ⑤)

※⑥譲渡損益につきましては、確定申告により、その年分の上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後 3 年間にわたり、確定申告により上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができます。

国税庁 HP (<https://www.nta.go.jp/index.htm>)

※当 HP 内の該当ページは、右記ご参照ください。(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1474.htm>)

当ページは予告なく変更、削除される場合がございますが、ご容赦ください。

3. 税金について

	利益剰余金による配当	その他資本剰余金による配当	計算式
⑧配当所得による課税	1,726 円	-	(②)
⑨譲渡損失による譲渡所得 節約額に対する課税	-	▲8,228 円	(⑥ × 譲渡益税率 20.3150%)
⑩将来売却による譲渡所得 増加分に対する課税	-	9,954 円	(⑤ × 譲渡益税率 20.3150%)
税金合計	1,726 円	1,726 円	-

上記の回答を利用することにより直接的・間接的に生じた損失に対し、当社およびその関連会社は一切責任を負いかねます。正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主の皆様個々のご事情によって計算が異なる場合がございますので、お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願いいたします。

[本件に関するお問い合わせ先]

プレミアグループ株式会社 コーポレート I R 部

<http://ir.premium-group.co.jp/ja/privacy.html>

(上記 URL より、入力フォームへお進みください)